「山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（令和６年７月県規則第 60 号)」の一部改正に対する意見募集の予告

認可保育所を運営するためには、県が定める基準を満たし、知事の認可を受けることとされています。

上記基準は、国の基準を踏まえて県の条例及び規則で定めていますが、国の基準が一部改正されたことに伴い、山形県では、現在、この規則の改正作業を進めております。

この改正案がまとまり次第、下記の時期に本ホームページ上で、パブリック・コメントを実施する予定ですので、事前にお知らせいたします。

皆様の案に対する御意見、御提案をお寄せください。

記

１　意見募集の予定時期

令和８年 11 月下旬頃

※　スケジュールは作業の進捗上、ずれが生じたり、変更されたりする場合がありますが御容赦ください。

２　問い合わせ先

山形県しあわせ子育て応援部こども子育て政策課保育係
電話０２３－６３０－２１１７